第二十五条の十八中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「施設給付決定に」を「入所給付決定に」に、「、二十歳未満」を「二十歳未満」に改め、「及び二十歳以上であつて、令第二十七条の二第一項第四号に掲げる者に該当するもの」を削る。

第二十五条の十九第一項各号列記以外の部分中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同項第一号中「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に改め、同項第二号中「指定施設支援」を「指定入所支援」に、「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設等」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる書類」を「入所受給者証」に改め、ただし書及び各号を削り、同条第三項中「施設受給者証」を「入所受給者証」に改め、同条第四項中「第二項第一号及び第二号」の下に「に掲げる書類」を加え、「第二十五条の十九第二項第一号及び第二号」を「入所受給者証」に改める。

第二十五条の二十を次のように改める。

第二十五条の二十　削除

第二十五条の二十一第一項各号列記以外の部分中「指定知的障害児施設等（指定医療機関を除く。以下この条及び次条において同じ。）」を「指定障害児入所施設（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療」に改め、同項第二号中「及び住所」を「、生年月日、住所及び職名」に改め、同項第五号中「又は診療所」を削り、同項第六号中「平面図」の下に「（各室の用途を明示するものとする。）」を加え、同項第八号中「管理者」の下に「及び児童発達支援管理責任者」を加え、同項第十三号中「障害児施設給付費」を「障害児施設医療費（障害児施設医療）」を「障害児入所医療費（障害児入所医療）」に改め、同項第十四号を同項第十六号とし、同項第十二号の次に次の二号を加える。

十四　法第二十四条の九第二項において準用する法第二十一条の五の十五第二項各号（同項第七号を除く。）に該当しないことを誓約する書面（以下この条において「誓約書」という。）

十五　役員の氏名、生年月日及び住所

第二十五条の二十一第二項を次のように改める。

法第二十四条の十第一項の規定に基づき指定障害児入所施設の指定の更新を受けようとする者は、前項各号（第三号及び第十四号を除く。）に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。ただし、前項第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、都道府県知事が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一　現に受けている指定の有効期間満了日

二　誓約書

第二十五条の二十一に次の一項を加える。

前項の規定にかかわらず、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している第一項第四号から第十二号までに掲げる事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

第二十五条の二十一の二第二項中「（法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。）」を削る。

第二十五条の二十二中「指定知的障害児施設等」を「指定障害児入所施設」に、「前条第一項第一号」を「第二十五条の二十一第一項第一号」に、「及び第十三号」を「、第十三号及び第十五号」に改める。

第二十五条の二十三及び第二十五条の二十三の二を次のように改める。

第二十五条の二十三　法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第一項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一　指定を受けている施設の数が一以上二十未満の指定障害児入所施設等の設置者　法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

二　指定を受けている施設の数が二十以上百未満の指定障害児入所施設等の設置者　法令遵守責任者の選任をすること及び業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること。

三　指定を受けている施設の数が百以上の指定障害児入所施設等の設置者及び指定医療機関の設置者　法令遵守責任者の選任をすること、業務が法令に適合することを確保するための規程を整備すること及び業務執行の状況の監査を定期的に行うこと。

第二十五条の二十三の二　指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣又は都道府県知事（以下この条において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

一　施設の名称、主たる施設の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

二　法令遵守責任者の氏名及び生年月日

三　業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（前条第二号及び第三号に掲げる者である場合に限る。）

四　業務執行の状況の監査の方法の概要（前条第三号に掲げる者である場合に限る。）

指定障害児入所施設等の設置者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項について、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届け出なければならない。

指定障害児入所施設等の設置者は、法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十五第二項各号に掲げる区分に変更があつたときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届け出るべき厚生労働大臣等及び変更前の区分により届け出なければならない。

第二十五条の二十三の二の次に次の二条を加える。

第二十五条の二十三の三　法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十六第四項の規定により厚生労働大臣が同条第一項の権限を行つた結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さなければならない。

第二十五条の二十三の四　厚生労働大臣は、指定障害児入所施設等の設置者が法第二十四条の十九の二において準用する法第二十一条の五の二十七第三項の規定による命令に違反したときは、その旨を当該指定障害児入所施設等の指定を行つた都道府県知事に通知しなければならない。

第二十五条の二十四第一項中「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改め、同条第二項中「施設給付決定に」を「入所給付決定に」に、「指定知的障害児入所施設等」を「指定障害児入所施設等」に、「第二十四条の二十第四項」を「第二十四条の二十第三項」に、「施設給付決定保護者」を「入所給付決定保護者」に、「障害児施設医療費」を「障害児入所医療費」に改める。

第二十五条の二十四の二中「第二十七条の十一第一項第二号」を「第二十七条の十三第一項第二号」に、「障害児施設医療費負担上限月額」を「障害児入所医療費負担上限月額」に改める。

第二十五条の二十四の三中「第二十七条の十一第一項第三号」を「第二十七条の十三第一項第三号」に改め、同条第一号中「（昭和三十四年法律第百四十一号）」、「国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この条において「」及び「」という。）」を削り、同条第二号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、同条第三号中「（昭和十四年法律第七十三号）」を削り、同条第四号中「（昭和三十三年法律第百二十八号）」及び「（昭和六十年法律第百五号）」を削り、同条第六号中「（昭和二十八年法律第二百四十五号）」及び「（昭和六十年法律第百八号）」を削り、同条第七号中「（平成十三年法律第百一号）」を削り、同条第八号中「（平成十六年法律第百六十六号）」を削り、同条第九号中「（昭和二十二年法律第五十号）」を削り、同条第十号中「昭和二十六年法律第百九十一号。」を削り、同条第十一号中「（昭和四十二年法律第百二十一号）」を削り、同条第十二号中「（昭和三十九年法律第百三十四号）」を削る。